

議案第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に<u>16,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に<u>12,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>

改正の概要

1 出産育児一時金の令和4年1月1日からの変更点

産科医療補償制度に加入している医療機関での出産について、産科医療補償制度掛金の額が現行の1.6万円から1.2万円に変更。

※出産育児一時金の総額に変更はなし。

2 出産育児一時金の支給額

現行

産科医療補償制度に加入している医療機関

40.4万円 + 1.6万円(産科医療補償制度掛金) = 42.0万円

産科医療補償制度に加入していない医療機関

40.4万円

令和4年1月1日から

産科医療補償制度に加入している医療機関

40.8万円 + 1.2万円(産科医療補償制度掛金) = 42.0万円

産科医療補償制度に加入していない医療機関

40.8万円

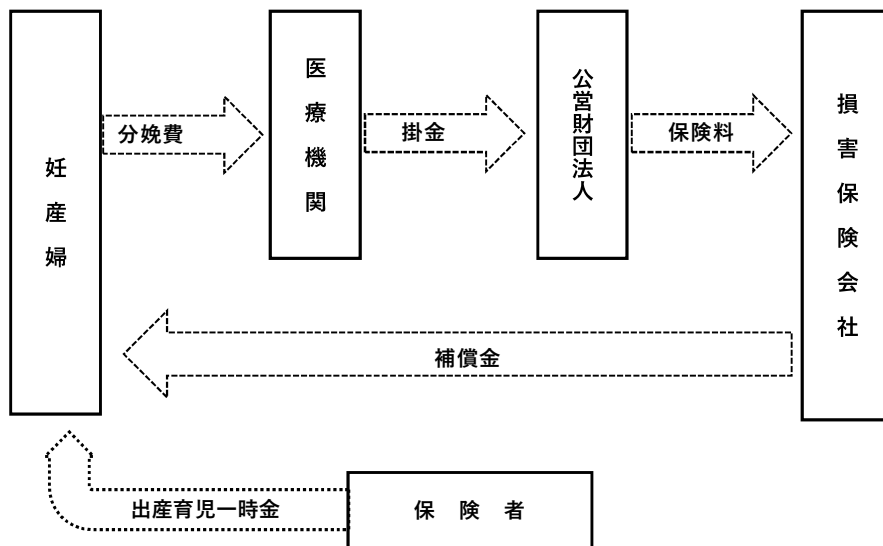
3 参考

①産科医療補償制度とは

分娩において発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供し、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

制度の運営は、公営財団法人日本医療機能評価機構が実施。

②産科医療補償制度の仕組み



(参考)厚生労働省ホームページ

③補償の内容

補償の対象と認定されたお子様に対して、看護・介護のために、一時金600万円と分割金2,400万円(20年×120万円)の総額3,000万円が補償金として支払われる。

保 発 0804 第 7 号
令 和 3 年 8 月 4 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号。以下「改正政令」という。）、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第137号。以下「改正省令」という。）及び健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（令和3年厚生労働省告示第303号。以下「廃止告示」という。）については、本日公布又は告示された。また、改正政令及び改正省令については令和4年1月1日から施行され、廃止告示については令和3年12月31日から適用される。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

産科医療補償制度については、令和4年1月1日より、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられるとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることとなった。また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児

一時金等の支給総額について 42 万円を維持すべきとされた。

これらを踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等について所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 改正政令の内容

(1) 健康保険法施行令の一部改正

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の 40.4 万円から 40.8 万円（※）に引き上げる。

※ 産科医療補償制度の対象の場合は掛金を加算した金額を支給することとなる。

(2) 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正

(1) に準じた改正を行う。

(3) 経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとする。

2 改正省令の内容

(1) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正

産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令第 36 条第 1 号に基づき健康保険法施行規則第 86 条の 2 で定める特定出産事故における出産の基準について、『「在胎週数 32 週以上かつ出生体重 1,400 グラム以上」又は「在胎週数 28 週以上かつ厚生労働大臣が定める要件に該当するもの」』から「在胎週数 28 週以上」に改正を行う。

(2) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正

(1) に準じた改正を行う。

(3) 経過措置

施行日前の出産に係る特定出産事故における出産の基準については、なお従前の例によるものとする。

3 廃止告示の内容

2（1）を踏まえ、廃止告示において、健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成 20 年厚生労働省告示第 541 号）を廃止する。

第 3 施行（適用）期日

改正政令及び改正省令：令和 4 年 1 月 1 日施行

廃止告示：令和 3 年 12 月 31 日適用

出産育児一時金の標準的な支給金額について

1 現状

各市町の取組の平準化を図る観点から、出産育児一時金は 40 万 4 千円（産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに 1 万 6 千円を加算）を本県の標準的な支給金額として設定している。

2 産科医療補償制度の見直しと出産育児一時金について

- ・ 日本医療機能評価機構において、産科医療補償制度の見直しに関する報告書（R2.12.4）がとりまとめられ、補償対象基準の見直しと新たな基準を R4 年 1 月以降の分娩より適用することとされた。
- ・ 上記を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会で出産育児一時金の金額について議論（R2.12.23）が行われ、支給総額は維持し、本人の給付分を 4,000 円引き上げるべきであるとされた。
- ・ このため、今後、健康保険法施行令（第 36 条）が改正される見込み。

【参考】健康保険法施行令

第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、四十万四千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、四十万四千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

3 出産育児一時金の標準額について

出産育児一時金の本体給付が 40 万 8 千円（産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに 1 万 2 千円を加算）とされ法整備がなされた際には、その金額を本県の標準的な支給金額とする。

なお、その場合はあわせて県国保運営方針の改定を行うこととなるが、その内容及び時期については、国における法整備内容や法改正時期等を踏まえ対応することとしたい。